

# GW集中ゼミ 消費税法

# 「理論を制する者は本試験を制す!」

学習テーマ：  
応用理論及び事例問題対策

全2回  
各180分

GW集中ゼミでは、『理論問題演習(5~10分)→解説』これを何セットも実践します。本試験問題などを題材にして、皆さんには実際に時間を計り解答してもらいます。解説では、理解を深めてもらい、解答時間に余裕がある場合とない場合に作成する解答の違いも検証します。第74回本試験の合格へ向けて直前期に勢いをつけましょう!

## おすすめの ポイント

応用理論及び事例理論を猛特訓!  
戦略的な解答方法を伝授します!

## 井上講師が語るGW集中ゼミ 「消費税法」の🔍🔍がオススメ!

GW集中ゼミは、応用理論及び事例理論に不安がある方やもっと解きたい方を対象に、一問一答を介して理論の理解を深めると同時に解答作成力を向上させます。一日中消費税法の理論漬けになりますので、圧倒的な自信を持つこと間違いなしです。体感した分だけ身体に浸透し、本試験対応力が顕著に向上します。GW集中ゼミを受講して、本試験を制しましょう!



いのうえ まさみ  
収録担当講師 井上 雅美

## 使用教材のポイント



### 読み取り解説 《問題(一部抜粋)》

課税事業者である内国法人甲社(国外に支店等を有していない。)が行った次の取引について、甲社において輸出免税等の規定の適用があるかどうかを、簡潔に述べなさい。

#### 解答要求事項

イ 甲社は、指定保税地域において、輸入許可前の貨物(非課税となる貨物ではない。)を他の内国法人A社に譲渡した。  
⇒外国貨物  
← 外国貨物の譲渡 ⇒ ∴ 輸出免税等の適用あり

#### (解答例) イについて

指定保税地域における輸入許可前の貨物は、外国 貨物に該当する。  
←下線(点) 答案レベル ☆☆☆  
「結論」「理由」に加え、補完できている

課税事業者である甲社が行う、A社に対する譲渡は、輸取出引等(外国貨物の譲渡で本邦からの輸出として 行われる資産の譲渡以外のもの)に該当する。  
←下線(細) 答案レベル ☆☆☆  
結論に加え、「理由」を明示できている

## 1 ココがポイント!

解答要求事項を可視化し、読解力を養成します。

## 2 ココがポイント!

解答作成プロセスを解説。さらに複数の解答例を確認し、合格答案を考察します。

Webフォロー標準装備!&入会金不要

「理論を制する者は本試験を制す!」全2回 コース・科目No. 2499-07

### 📍 教室講座

校舎	新宿	八重洲	名古屋	梅田	広島	福岡
クラスNo.	G1	F1	41	61	NA	71
実施日	4/29(月・祝)	5/3(金・祝)	4/29(月・祝)	4/29(月・祝)	第1回:5/1(水) 第2回:5/4(土)	4/29(月・祝)
第1回	10:00~13:00	10:00~13:00	10:00~13:00	10:00~13:00	18:30~21:30	10:00~13:00
第2回	14:00~17:00	14:00~17:00	14:00~17:00	14:00~17:00	10:00~13:00	14:00~17:00
講師	藤本	井上(雅)	丹羽	村井	泉原	吉村

受講料

# ¥12,000

(教材費・消費税10%込)



### Web通信講座

クラスNo.	W1
教材発送日	4/22(月)
配信開始日	4/26(金)
講師	井上(雅)

e受付で  
今すぐ申込み!

